

## UR賃貸住宅の特殊会社化・民営化を行わないことを求める意見書

野田内閣は1月20日「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定した。この決定の中で、都市再生機構については「本年度中に方向性については結論を得る。さらに、全額政府出資の特殊会社を検討し、平成24年夏までに結論を得る」とした。

UR賃貸住宅に対する民主党内閣の対応は、平成22年4月の事業仕分けにおいて「市場家賃部分は民間へ、高齢者・低所得者向け住宅は自治体または国へ移行」と評定し、23年7月の「都市再生機構改革に関する工程表」では、賃貸住宅ストックの削減と市場家賃化の推進、地方公共団体との連携等を再確認するとともに、基本的考え方として政府全額出資の特殊会社化に向けた組織改革を唱えてきた。

今回の閣議決定は、UR賃貸住宅の削減、民営化を目指す方向性に加え、新聞報道によれば、「消費税増税の前提となる身を切る改革」のあかしとして緊急に提起され、野田首相は不退転の決意を表明した。政府内には、結論が今夏まで先送りされた都市再生機構と住宅金融支援機構の2法人は、「独法改革の目玉、見直しが必要なければ画竜点睛を欠く」との指摘が根強いと伝えられている。

UR賃貸住宅は国民にとっても大切な財産であり、緑豊かで自由に通行できるゆとりある空間は、今や地域にとって貴重なパブリックスペースとなっている現状からも、拙速な削減・民営化や経営母体の変更は国家・国民にとって大きなマイナスとなるものである。

団地居住者は、長年にわたりコミュニティづくりや自主防災活動などまちづくりにも励んで、住まいの安全・安心を広げてきている。団地居住者は、生活実態を直視した住宅セーフティネットの確立を政府に要望してきたが、今回の都市再生機構「改革」方針には、要望とは逆に、これまで築いてきた居住の基盤まで崩されかねない危惧を感じざるを得ない。さらには東日本大震災からの復旧・復興はもとより、地震国日本にとって、公的住宅確保の必要性が改めて実証されているとき、今回の決定の非現実性を強く感じる。

よって、本市議会は、政府に対し、下記事項を速やかに講じるよう強く要望するものである。

### 記

- 1 都市再生機構賃貸住宅が現実に果たしている役割と、居住者の生活実態、居住の安定確保に関する国会決議等を十分に踏まえ、特殊会社化・民営化の検討はしないこと。
- 2 国は公的賃貸住宅の安定確保と、民間・公的住宅の別なく、最低限度の居住保

障に関する住宅政策を確立し、国民の前に示すこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月29日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝